

2014年 和本で見る書物史

第9回 本屋仲間の存在価値

橋口 侯之介

本屋仲間と重板・類板

商業印刷が始まって数十年の間は、出版する本屋＝書林といえは京都に決まっていた。軒数も200を超えた。大坂でも草分けの本屋が24軒出そろったが、1660年代まで出版はしていなかった。江戸も1657年の明暦の大火でせつかく芽生えた出版活動が停滞してしまった。

やがて17世紀後半、京都以外の出版が始まるが、出版に関するコンプライアンスは未熟だった。自分たちが出してきた本が勝手につくられるいわば「海賊版」に手を焼くことになった。

内容をそっくりまねて海賊版をつくる行為を**重板**、一部を模倣したり、外題を替えるなどの紛らわしい行為を**類板**といい、それはオリジナルの**もとほん**の元板を持っていた本屋の出版権を侵すと考えられていた。版權を持っている店が自分の本の板木を彫りなおして再び発行することは**さいはん****再板**といい、それは合法的だった。したがって重板と再板は大変な違いである(現代の出版社はそれを無視して同じ意味に扱っている)。

重板はすでに出ている本をもとに勝手に板下をつくる方と、本そのものを板下にして「覆せ彫り」すえう方法があった。後者は見分けにくい。著作、板下づくり、校正など初板は手間とコストをかけている。それが簡単に破られてしまう。

そこで、元禄11年(1698)大坂の本屋が大坂町奉行に重板・類板を停止する禁令の発布を請願した。

京都でもなされており、双方で連携をとったものと思われる。その結果、願いは容れられて同年末に大坂と京都町奉行から重板・類板を停止する旨の**触書**が出た。これで不正をした者を内部的な制裁だけでなく、奉行所での処罰の対象とさせることができたことになった。同時に、町奉行の内意を得て、本屋が同業者団体としての「**仲間**」を結成した。

町奉行との間で「禁書」を自己規制するかわりに、重板を「犯罪」として認めてもらい、いざとなったら奉行所の権力で取り締まろうとしたわけである。

仲間は自主的に行司(京都では行事という)を互選、代表者として内部を取り仕切るほか、奉行所やその実施機構である町役人(大坂では惣年寄という)との調整役を担った。

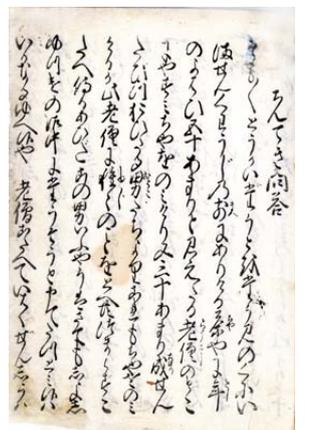
幕府は経済政策として享保年間(1720年代)になって積極的に仲間組織を結成するようになった。八代將軍吉宗のいわゆる享保の改革によってである。江戸ではそのときに書物問屋仲間ができた。上方ではそれより25年前に事実上の本屋仲間ができていた。

ほかの業種は仲間株を得ることで排他的に独占することが多かったが、本屋は新規参入に門戸を開いていた。むしろ、本屋が仲間をつくって活動したのは、事業を独占する意図よりも、重板・類板対策が最大の目的だった。

同業者の集団性

日本の商業・工業は、同業者同士で仲間をつくり、その集団の力を利用して成り立ってきた傾向がある。中世には「座」がそれを担い、寺社勢力と結びついて排他的な独占化をはかっていた。織田豊臣政権に

物事の起源をもっともらしく語る『ちんてき問答』は、江戸初期以来、いくつもの店から勝手に出版された。



なって「楽市楽座」となって新規参入が自由化された。徳川幕府も基本的にこれを継承しており、排他的な仲間結成は禁じていた。

本屋に限らず、どの業種でも同業者が結びついて、その集団的機能によって「横並び」しながら相互に繁栄する方法をとりがちである。これは今でも変わらない。銀行、自動車……

江戸時代の本屋はそれによって、自主規制的に重板類板対策を強化し、コンプライアンスの確立をしたわけである。従って、仲間外の本屋が勝手に本を出さないように、むしろ積極的に加入者を増やした。

類板は面倒なこと

江戸の書物屋は、地元の店と京都の本屋の「支店」(江戸店)からなっていた。江戸店は京都の意向に従って重板類板対策に目を光らせていたが、江戸育ちの店には重板はよくないが、類板は仕方ないという意見が強かった。そのため1730年代には上方と江戸で争いがおこった。

18世紀になって江戸での自前の刊行物が増大し、著作権は切実な問題になった。ようやく1750年になって江戸でも重板類板を制度的に整備した。その結果、江戸の本が上方でも売れるようになり、むしろ、江戸が全国的に商圏を拡大したのである。以後、江戸時代後期の隆盛につながる。類板とは

肝要之处を書抜少冊ニ致、或者外題を相応ニ付替板行仕候得者。……先板之難儀罷成申候

と「肝要なところ」を一部を書き抜いて刊行したもの、というところが問題だった。どこが肝要なのか、一部とはどれくらいか、など判断が難しい。

ある本が出版しようとするとき、その原稿段階で本屋仲間に届けでる。それを関係する店に回して(回本)、返答をもらう。問題が無ければそのままだが、自分のところの本と「似ている」ということになると行事に苦情を申し立てる。それを「差構(さしかまい)」といった。

そのため、仲間行事の仕事は、この類板対策に負われることになった。差構があつたら双方の店を呼んで意見を聞く。そのうえで刊行差し支え無しか、禁止にするかの裁定をくだす。

京都・風月庄左衛門の事例(日記から)

風月を中心に鮫八(鮫屋八兵衛=今井八兵衛)、丸市(丸屋市兵衛=田中市兵衛)との相合(あいあい)で出版の計画をしていた『尚書注疏』は簡単にはすまなかった。この『尚書注疏』とは「書経」の各種古注に唐の孔穎達(くえいたつ)がさらに注釈を加えたものである。その明刊本を芥川元澄が点をつけて和刻本として発売する予定だった。安永二年二月には校訂摺り九十六丁ができるころまで進行していた。

ところが京都の同業者・吉田四郎右衛門から、自分のところの『五経大全』中の「尚書大全(書経大全)」の類板になると差構をしてきた(2月27日)。

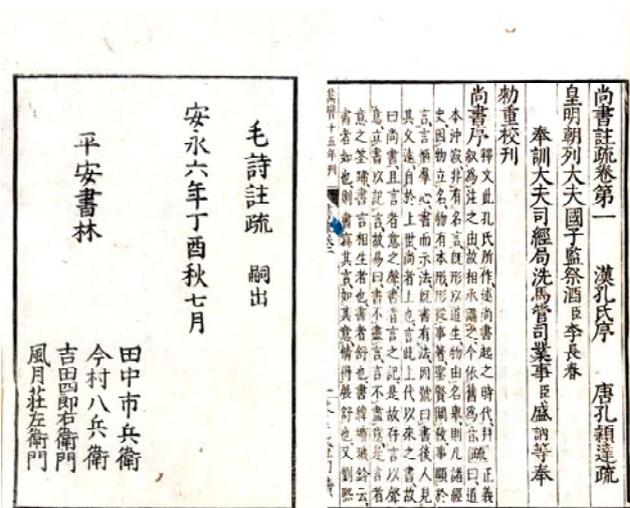
吉田は注疏の中に大全と同じ注の箇所があり、いわゆる集註本にはそれがない(集註本なら訴えないが、注疏は類板にあたるというわけである)。

それに対して風月側は、注疏は唐代に古い注を集めたもので、宋の朱熹による集註もその同じ注を多く引用している。集註本(当時これは類板にあたらなとされていた)が問題ないのに、それより古い注疏を訴えるのはおかしいと反論した(3月1日)。

こういう場合の解決方法は、差構をいつてきた本屋に相合板の権利を与えるか、金銭ないしは現物の本で補償することが多い。ここでは、行事と相談した結果、吉田を相合に加えることが提案された。しかし、この本の発売で収益を期待していた相合仲間の鮫八と丸市は、これ以上分け前が減るのは死活問題なので、本で補償する程度で済ませてほしいと反論(4月3日)。

その結果、4月日次のように決まった。

鮫八へ行、隠居、庄左衛門、丸市、隠宅にて尚疏ノ事申合、弥一分ハ遣シ、此己後古注末書ニ差支申間敷ノ証文、吉田より御取被下候挨拶、兩人へ頼ミ、吉田より摺出シノ事ノ御容捨ニ預リ度旨、尚疏ハ三軒摺出し致候積り、兼テ三軒とも申合セ置候旨返答可申と相談キワマル



結局、この本はもめてから4年後の安永6年によろやく刊行された。4軒本屋が並んでいるが、吉田を除く実質3軒の刊行である。

板木についてまわる権利

重板類板問題は、元板の板木を持っている店に出版の権利があるということ、仲間が公認して成り立った（原簿である割印帳で保管）。板木は「株（権利証）」なのである。株は現代と道用、証券でもあるので売買された（板木市）。その結果、出版権が買い手に移ることも仲間は把握した。まだ回本の段階でも権利は発生し、板木が焼けてしまっても権利は保障された（焼株）。

複数の店の共同出版

新たに本を作ることはコストもかかるし、採算が合うかどうかリスクも負う。そこで、いくつかの店で資金を出し合って刊行することが増えた。これを相板（あいはん）、あるいは相合板（あいあいはん）といった。

江戸時代後期になるにしたがって増加する。この場合、主板元となる店は、相合の店に対して板賃という配当をする。刷り部数に応じて支払う。

この相合も権利になっていて、主板元が勝手に刷るのを監視するために「留板（とめいた）」といって板木を数枚預かっておく。増刷のさいは各自の留板を集めないと刷れないことになる。

上記『尚書註疏』は、はじめ風月を主にしてあと2軒を加えて各自三分の一ずつ権利（三軒前）を持っていたが、そこへ吉田が割り込もうとしたのだ。鮫屋八兵衛や丸屋市兵衛からすれば配当が下がり受け入れがたいことだったのだ。

右上の図は『康熙字典』の和刻本刊記。大坂（浪速）の7軒の本屋の相合で、京都（平安）と江戸（東武）の各2軒は、それぞれの地での売り出し店である。何軒で相合になっても、それぞれの権利を持った店はその分だけ売ることでもできた。あるいは分割してしまうこともあった。大坂の本屋仲間はそれぞれの権利もまんべんなく記帳し、その移動も管理していた。板木は都市をまたいで売買され、江戸と上方の間も行き来した。このような版権の売買や相合のような権利の錯綜した出版形態は、他のアジア諸国だけでなくヨーロッパでも見当たらない。

→は『孝経童子訓』の刊記。天明元年(1781)京都の2軒の本屋が出した本を、嘉永6年(1853)再板では京都の俵屋清兵衛に移り、大坂の2軒も加わったらしい。

参考文献

まきたいなぎ
 蒔田稲城編『京阪書籍商史』昭和四年、出版タイムス社
 むねまさいそお
 宗政五十緒『近世京都出版文化の研究』昭和五十七年、同朋舎
 大阪府立中之島図書館編『大坂本屋仲間記録』全十八巻、昭和五十年～平成五年、清文堂出版
 宗政五十緒編『京都書林仲間記録』全六巻、昭和五十二～五十五年、ゆまに書房

